

令和4年度指定管理者監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項で規定する指定管理者の監査

2 監査対象団体、監査期日、管理施設等

監査対象団体等 (所管課)	監査期日	管理施設	指定管理料 (令和3年度)
小松地区地域振興協議会 (まちづくり課)	令和5年 1月18日	小松地区交流センター	11,420,200円
大塚地区社会を明るくする協議会 (まちづくり課)	令和5年 1月25日	大塚地区交流センター 兼川西農業センター	12,460,800円

3 監査の範囲

- (1) 令和3年度に執行された、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況
- (2) 指定管理者の選定方法及び協定書の締結内容

4 監査の方法

所管課に関しては、次の点を主眼とした。

- ・指定管理者の選定、協定書の締結及び指定管理料の積算が適正になされているか。
- ・利用料金又は使用料の収納及び減免は、適正に行われているか。

指定管理者に関しては、次の点を主眼とした。

- ・協定書及び仕様書の条件等に基づき業務が執行されているか。
- ・会計処理及び出納関係の諸帳簿の整備は適正になされているか。
- ・利用料金又は使用料の収納及び減免は、適正に行われているか。

上記項目を主眼とし、事前に提出を求めた関係書類を確認するとともに、各種申請書類、会計書類等の確認を行い、関係者からの説明を聴取し監査を執行した。

(1) 事前提出書類

- ① 指定管理者の選定理由等
- ② 基本協定書、年度協定書及び業務仕様書
- ③ 指定管理料の積算根拠
- ④ 指定管理者の組織図
- ⑤ 指定管理者の事業計画書、事業報告書
- ⑥ 指定管理者の決算及び事業経過
- ⑦ 指定管理料を除く町費の支出状況
- ⑧ 利用料金又は使用料の徴収及び減免の状況

(2) 説明のため出席した者

① 小松地区地域振興協議会

会長 加藤 健吉、事務局長 小室 秀義、事務局員 大河原 智子
所管課：まちづくり課

地域交流主幹 梅津 郭文、地域振興主査 関川 守

② 大塚地区社会を明るくする協議会

会長 加藤 秀樹、事務局長 小関 太郎
所管課：まちづくり課

地域振興主査 関川 守、主事 遠藤 渡

5 監査結果

(1) 小松地区地域振興協議会

監査対象事項については、適正に処理されているものと認める。

(2) 大塚地区社会を明るくする協議会

【指摘事項】 報酬及び賃金の支出事務について不適切なものがある。

①毎月の報酬及び賃金の支出において、天引きすべきもの（所得税、健康保険料、厚生年金保険料、町県民税）を除いた額で支出しており、本来支給すべき月額的全額を支出していない。

なお、天引きすべき額は、それぞれの納付日に支出している。

②雇用保険料について、個人負担分を天引きせずに、年1回の納付日に、個人負担分及び事業主負担分の総額を協議会が支出している。

③これらの結果として、会計年度ごとの決算額のうち、報酬及び賃金の額が正確な数字となっていない。

(3) 所管課：まちづくり課

【改善事項】

①各地区交流センター等の管理運営に関する基本協定書に規定する事業報告書の内容確認を徹底されたい。